

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 11 月 8 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700219号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700178号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月16日から同年2月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和60年1月16日と記録されている。

しかし、私は、昭和60年1月半ばまで勤務した後、有給休暇を取得し、同年1月31日付けで退職した。同年1月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、資格喪失日を同年2月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社を退職したのは昭和60年1月31日であると主張しているものの、雇用保険の記録によると、請求者の同社における離職日は同年1月15日と記録されており、当該離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している。

また、B社から提出された社会保険台帳には、請求者について、昭和60年1月15日付けで退職したことが記載されている上、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険の資格喪失年月日は同年1月16日と記録されており、その届出の受付年月日は、同年1月24日と記載されている。

なお、B社は、上記社会保険台帳の他に、賃金台帳等の資料は保管していないと回答している。

さらに、請求者がA社を退職する時に勤務していた店舗の請求期間当時の店長に照会したところ、請求者を記憶しているものの、請求者の退職時期及び有給休暇の取得状況については覚えていないと回答している。

加えて、請求者と同じ昭和55年度中にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和60年から昭和61年の間に被保険者資格を喪失した者のうち、連絡先が確認できた11人に照会したところ、8人から回答があり、このうち3人が請求者を記憶していたものの、請求者の退職時期は覚えていないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。